

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和4年1月26日（水）

開 会（午後1時15分）

【議 事】

○特定事件「学校教育について」

- ・子どもの権利条約を生かした学校教育の取り組みについて

【概要説明】

矢作議員

概要説明に当たり、説明員から資料を配布したいと申し出があったので、これを許可し、資料を配布します。

（別紙の資料を配布）

関根学校教育

部次長

資料にお示ししているとおり、児童の権利に関する条約については平成6年に公布されています。現在では学校教育においても、この条約の趣旨、内容が根底にあって諸活動が展開されていると捉えています。というのも、教育の根本である教育基本法も、学校教育の根本の学校教育法も、教育課程の基準である学習指導要領も本条約の多くの部分で、そもそも合致していると考えられるからです。これらがよりどころになっていますので、県の教育委員会が発出している指導の重点にも、本市の教育大綱、教育振興基本計画にも反映され、貫かれているものです。本市の教育振興基本計画で、学校教育が主に関わっている「基本方針1 子どもたちが未来へ主体的に歩む土台を築きます」、「基本方針3 地域とともに社会に対応した教育環境をつくります」の「基本目標2 地域とともに歩む信頼さ

れる学校づくりを進めます」を中心とした内容に係る取組は条約の趣旨、内容を具現化するものであると考えています。児童の権利に関する条約に基づく、直接的な取組というよりも、それぞれの項目に係る取組の一つ一つをしっかりと進めていくことが条約の趣旨、内容にも沿って進めていくことになっていくものと考えています。

【質 疑】

矢作委員長

全体的に質疑となると、あちこちと飛ぶので、一応、進行メモのような形で事前に情報提供したので、これに基づいて進行し、皆さんから質疑をお願いしたい。

概要説明について、質疑はあるか。

浅野委員

今の説明と資料をいただいているが、これは教員は授業とか試験など、ちゃんと頭に入って、勉強するのか。普通、一般の人は興味があって見るけど、教員になる方は必須なのか。

関根学校教育
部次長

児童の権利に関する条約については、子供の人権ということで、教員になる者については初任者に研修があります。初任者研修もたくさんの項目がありますが、その中では人権教育についても子供の権利についてもしっかり学ぶことになっています。

矢作委員長

いじめや校内暴力等に関する取り組みについて、質疑はあるか。

川辺委員	<p>児童の権利を侵害する事柄は、いじめはもちろんだと思うが、児童が虐待とかいろいろあると思う。具体的にどのようなものがほかにあるか。</p>
<p>関根学校教育 部次長</p>	<p>児童の権利に関する条約で学校教育に係る部分では、教育の場を保障することがあります。子供の意見を表明する権利も関係があります。保護者が児童の養育について責任を遂行するに当たって適切な援助を与えることも入っています。虐待も当然入ってきます。虐待や不当な取扱い、搾取が入ってきます。差別の禁止、プライバシーの保護が入ります。障害のある児童等の適切な援助も入ります。教育の機会均等も入ります。</p>
川辺委員	<p>所沢市内のいじめや校内暴力の件数は掌握しているか。</p>
<p>関根学校教育 部次長</p>	<p>令和2年度の暴力行為やいじめに関する件数は把握しています。特に、いじめに関しては、ここ数年で認知の件数は増えています。これは一方的によくないということではなく、認知を積極的にしているものなので、むしろ条約の趣旨に沿った取組ともいえ、詳細に認知されて、適切な対応につなげていると捉えています。</p>
川辺委員	<p>所沢市は積極的に認知していることは評価できる。具体的ないじめがあったときの対応の大まかな流れは。</p>

関根学校教育
部次長 未然防止、早期発見と早期対応、重大事態になったときの対応をしっかりと各学校に周知しています。基本的にいじめを認知した場合には学校の中に単独で対応するのではなく、組織的に対応していくことが必要になります。認知した場合には、その状況を把握するために、校内にいじめ対策委員会を立ち上げて、対応して、被害生徒、被害児童を中心に寄り添った形で進めていくことが前提になります。

川辺委員 児童生徒に対する人権に関する啓発や教育はどのように行っているか。

関根学校教育
部次長 人権が大前提にあるので、道徳の教育、また、人権週間の取組があるので、学校では人権週間のときには人権集会を設置するなどして、いじめ、差別を防ぐために標語をつくるなどの活動例があります。

浅野委員 いじめが発端となり、先生が気づかずに、逆に先生が追い込んでしまって、自分で命をあやめてしまった例があるが、第三者委員会が調査書を出して、生徒同士で被害にあった子供をすごく人格を否定するようなあだ名で呼んでいた。今、学校の中で、そういう事例があったときにすぐやめさせて、いじめの対応を先生たちが意識しているのか。第三者委員会が出した文書を読んだ当事者の先生が今どのような気持ちで、年齢的には現場にはいないのかもしれないが、被害にあった家庭の方に謝罪したのか。あの

文書をずっと読むと新しく先生になった方や今の先生もこのようなことをしたらよくないという教科書になるような、すごく生徒を追い詰めていくような分かりやすい文章だと思うが、あれをきちんと先生たちも読むようにしてるとの答弁があったが、ちゃんと先生たちは読んでいるのか。その辺について今、教育委員会、学校でどのようになっているか。

関根学校教育
部次長 調査報告書については、まず各学校長に周知しています。調査報告書を使って、各学校でしっかりと教職員に指導、研修するようにしています。教職員についてもしっかりと調査報告書を読んで認識を深めているところですよ。

浅野委員 家庭に謝りに行ったのか。

関根学校教育
部次長 報告書にもありますが、自死の因果との同一とはされておりませんが、一部不適切な言動、対応であったと書かれていました。当該教員について研修を実施しているところです。

浅野委員 まだ、その先生はいらっしゃって、自死した家族に謝罪に行ったのか。

関根学校教育
部次長 対応については大変恐縮ですが、お答えは控えさせていただいています。

浅野委員

それはなぜか。何をかばっているのか。先生をかばっているのか。私も家族と面識がないから謝罪に来たかどうか確認できない。家族に気遣っているのか。事件があったときに教育委員会が謝罪させなくてはいけないと思っているが、所沢市教育委員会はそこまで責任を取らないのか。あるいは、やったとしても公表すべきことではないと思っているのか。

矢作委員長

本日の議題は、子どもの権利条約を生かした学校教育の取り組みについてなので、その件についてはどのようなあれか。

浅野委員

どんなにきれいな条約があっても、守られていなかったら子供は傷つく。

矢作委員長

子供の権利や親を保護するところで、もうちょっと聞き方を変えたほうがよいと思う。

浅野委員

答えにくいのか。北海道札幌市も子供の権利条約を市でつくっているが、実際にいじめがあって亡くなった子供を、いじめでないと隠ぺいした時期があったり、どんなに立派な条例があっても実際にそれを使わないと傷つく人はたくさんいるので、具体的に起きたときにこそ、きちんとしてほしいと思うので、その辺の教育委員会の見解を聞きたい。

関根学校教育 部次長	何を公表するか、何を公表しないかについては、ご遺族等ともやり取りしながら進めていくべきで、プライバシーに関わる場所もあるので、今の段階でお話しできる内容でないところがあります。ご遺族の意向を確認しながら進めると教育委員会として認識しています。
浅野委員	今でも遺族と接点があるのか。
関根学校教育 部次長	ございます。
浅野委員	あだ名について学校現場で注意していることは。この事件を踏まえて。
関根学校教育 部次長	児童生徒の呼び方については、非常に重要なものでございますので、そういうことはないように指導しています。
矢作委員長	この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。
天野副委員長	それでは、委員長の職務を行います。
矢作委員	校内暴力の報告が先般あったが、部活動の指導などで顧問と生徒のやり

取りで、指導との境目が難しい部分があると思うが、基本的にはどのようになっているか。

関根学校教育
部次長 部活動は一つの目標に向かって進んでいく特質があります。学校教育の全てがそうなのですが、学校での生徒指導、教育活動と同じように当然行き過ぎた指導がないことが前提なので、しっかりとした指導ができるよう指導しています。

矢作委員 体罰は原則禁止か。

関根学校教育
部次長 体罰は禁止されています。

矢作委員 部活動以外の部分では生徒同士でもめ事があって、つい手が出ることもあると思うが、学校はどのように指導しているか。

関根学校教育
部次長 生徒間で暴力行為があった場合は、事情を含めて、しっかりと聴き取りをしながら適切な対応ができるよう、各学校に生徒指導部会や生徒指導委員会といった組織があるので、組織的に対応して問題が解決できるように進めているところです。

天野副委員長

それでは委員長と交代します。

川辺委員

子供たちが将来、独り立ちするうえで大事な部分は強く育つことで、子供たちの権利を守る観点で体罰や行き過ぎたことはしないことはもちろんで、ある意味、逆に児童生徒を甘やかす方向にいかないか危惧があり、大人になったときに本当に強さに欠けることはないかについての考えは。

関根学校教育
部次長

必要な指導は毅然と指導することは一方では必要で、生徒指導は当然、体罰は禁止ですが、必要な指導は毅然として行うことは大切にしています。子供たちが大人になる段階で、乗り越えなければならない壁があることについては、自分の中で、そのような力を育てることができるよう、キャリア教育の視点や教育活動で自分で目標を設定して、解決、達成できるような取組を進めていく、自分の中で育っていくような形の教育を進めていく方向も大事です。

矢作委員長

校則やきまりについて質疑はあるか。

この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

天野副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

矢作委員

女生徒が髪を縛るゴムは地味なもので、シュシュやリボンといったもの

はだめで、手首に髪を縛るゴムを2つ着けていたら注意を受けた、髪の毛の長い生徒が編み込みをしていたら、派手なのでやめるようにと指導されたということがあった。教室にドアが2つあるが、前のドアは災害時の避難経路の確保のために教師専用で生徒は使ってはだめだという学校ルールになっているということがあった。中学校の靴下の色の指定や、くるぶしまでの短い靴下がだめであるなど、筆箱を交換するときには教師の許可を得るようになど、給食のもぐもぐタイムがあって、コロナの前のようなのだが、残食を減らすためにしゃべってはいけないと言われている。コロナになってから集中するために給食中の音楽もなくなった。宿題が多い、ランドセルが重い、休憩時間が短くて、短い休憩時間で着替えや九九のテストがあるなど、たくさん、ここまでの決まりごとがなくてもよいのではないかと親も感じていると思うが、こういった情報を教育委員会はつかんでいるか。

関根学校教育
部次長 すべてを把握しているわけではないですが、そういった意見が寄せられることもあります。私も学校の現場にいたので、そのような声が届いてくることもあります。

矢作委員 私が申し上げた中で教育的に必要なものはあるか。

関根学校教育 実際の一つ一つのことについて、児童生徒の実態や保護者の考え方、地

部次長

域の実情を踏まえて配慮することが必要であろうと思っています。一つ一つ検討していく必要があると思いますが、お聞きした中で、例えばランドセルが重たいことは校則とは違う内容で、もぐもぐタイムは残食をなくすための食育で、食材を無駄にしないことは必要な視点だと思います。食事のマナーとしても取り組むことがいけないことではないと思います。

矢作委員

教育的指導が受け止める側の負担感になると思う。こうしたことで子供たちから声が上がることや、生徒会の取組で声が上がっていることはあるか。

関根学校教育

PTAを通して、こうしたことを考えたほうがよいのではないかという

部次長

ご意見をいただくこともあると思います。小学校では、生活のきまりという校則とまでではない決まりごとがあります。約束事は子供に言わなくても、教員の中でも実際にこれはどうなんだろうかと毎年検討します。実情からしてなくしたほうがよい、残したほうがよいということを常に検討していて、小学校でも中学校でもそのような作業はされています。

矢作委員

PTAや保護者会、懇談会の声はどのように届く仕組みか。

関根学校教育

保護者の意見は、保護者会の話題に上がる場合があります。保護者会が

部次長

終わった後に全体で協議すべきことについては、職員が共有して、検討す

る流れがあります。学校評価もあるので、意見を書いていただく機会があります。そこで意見が出されることもあります。それについても学校全体で集約して、検討していく流れもあります。PTAから意見をいただくこともあります。そのような場合も共有して、検討します。様々に情報が入ってくる流れはあります。

矢作委員

学校評価は全体で教育委員会が集約しているか。

関根学校教育
部次長

一つ一つの意見を全部ということではありません。学校評価については、学校が集約して改善できるものは学校で改善を図っていくものですが、学校評価の結果の概要は教育委員会が把握しています。

天野副委員長

それでは委員長と交代します。

矢作委員長

児童生徒の意見表明権の保証について、中央中学校の生徒会憲章を配布した。このことについて、説明願う。

関根学校教育
部次長

平成2年当時は学校教育全体が大変だった時代で、中央中学校では、これを解決するには生徒の自治力が大事であるとの総意から、この取組を始めたと聞いています。その中で生徒が中心になってこの案を考えて、教員も加わって、生徒主体で教員がそこに関わってつくられたもので、特別活

動に近い形でつくられたものと聞いています。すぐにできたわけではなく、数か月、しっかりとした時間をかけてつくり上げたものです。児童の権利条約の時期とも近いところもあったことから確認したところ、権利条約を意識したわけではなかったとのことですが、できた後にそのような話題もあったので、見比べると結果的に合致していると思ったという記憶があると聞いています。

矢作委員長

この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

天野副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

矢作委員

所沢市で児童生徒の意見表明権の保証について具体的に取り組んでいることはあるか。

関根学校教育
部次長

教育委員会として何かということではないのですが、各学校では、中学校であれば生徒会が中心になった活動で学校全体に関わることを意見表明することもあります。小学校でも、児童会という組織があり、一つの行事に関して中身について意見を出して、取り上げて具現化していく活動があります。子供の成長には発達段階があるので、発達段階に応じた意見の反映の仕方、実現の仕方、活かし方があるので、それぞれの学校で子供たちの意見を生かしていく活動に取り組んでいる現状です。

矢作委員

子供議会というものが以前は学校の取組にあったと聞いた。そのような取組をしている学校はあるか。以前は、近くの学校だったと思うが、市議会に見学に来ることもあった。最近はそのようなことも何年もない気がするが、いかがか。

関根学校教育
部次長

民主的な話し合いの仕方について、政治の仕組みは小学校6年生から学習が始まります。その中で市議会を見学することはなくなったかもしれませんが、各学校では国会の見学を続けるなど、民主的な話し合いの仕方、政治の仕組みは小学校からしっかりと学習を行っています。

天野副委員長

それでは委員長と交代します。

矢作委員長

コロナ禍での教育の保証・不通学への対応について質疑はあるか。

浅野委員

感染した生徒が増えて、学校閉鎖や学級閉鎖が幾つかあるようだが、コンピューターを一つずつ持っているからオンライン教育を学校から発信しているのか。

関根学校教育
部次長

議会に認めていただいた予算を使った体制を組み始めたので、各学校ではオンラインを活用した学習補償に取り組み始めています。実際に稼働し

ているところも多くございます。

浅野委員

受験の時期だが、濃厚接触者になったら受験できなくなるので、受験の前に用心のために休むことなどの配慮はあるか。

関根学校教育

各ご家庭の判断で、そのようなケースもあるように聞いています。学校

部次長

全体ではございません。委員が心配されているようなことについては、中学校も当然、心配しているので、そうしたときの受験の受け入れ先の学校で、どういった対応をしてもらえるのかについて、本当に慎重に連絡を取り合いながら中学校は進めています。

浅野委員

受験の前に何日か休みたいときには許可がでているのか。

関根学校教育

欠席の扱いにはなりますが、そういったことも実態としてはあるかもし

部次長

れません。明確に申し上げることはできません。

浅野委員

不登校の子供はどれぐらいいるか。

関根学校教育

数字を申し上げることはできないですが、割合としては正直に申し上げ

部次長

て、コロナ禍もあるのか平成30年度、令和元年度と比較して令和2年度は数字が上がりました。

天野委員

小学校、中学校の学年ごとに教育課程のどこまで修了しなければいけないという段取りがあるだろうが、コロナ禍となって学校に来られなかったり、オンラインがしっかりつながっていなかったりとどたばたした時期があった。それで遅れが出ているとの話も聞いたが、実際に教育課程が終わるかどうかの目安はついているか。

関根学校教育
部次長

令和2年度は臨時休業の期間が長くありました。臨時休業が長期にわたることが分かった時点で、どれぐらいの時数が失われてしまうのか、どのようなスケジュールでいけば令和2年度の授業、教育課程が修了できるのか計算していました。令和2年度の教育課程は令和2年度内に全て修了できたことを確認しています。今年度については、9月当初、新型コロナウイルス感染の厳しい状況がありましたが、本市においては臨時休業等をとらずに進めています。授業時間も確保していますので、今年度についてはこのままいけば令和3年度の教育課程も修了することができると見込んでいます。

川辺委員

年度末が近づいて、あまりにも感染者数が多くなって、長期の休みという状況の学校もあるかもしれないが、仮に年度内に学習指導要領の規定のものが終わらなかった場合は想定しているか。

関根学校教育
部次長

令和2年度においても、そのようなことは危惧されました。そのようなときには、どこまでが残って、どの部分を次年度に繰り越すのかを計算して、次の年度のことも踏まえて全部が終わるように学校では計算し、随時確認していました。今年度もこれから先のことを考えると、そのようなことが必要になってくるかもしれません。各学校では、どの部分が残ってしまっ、ここまでは残しておいても次の年度でやり通すことができるけれど、ここまでは必ず今年度中にやっておかなければならないというラインは各学校で確認できていると思います。どうしても次の年度に繰り越せない小学校6年生や中学校3年生はしっかり修了できるようにしていくことは必要です。3学期になると、今回はコロナウイルス対応がありますが、そもそもインフルエンザ等で学級閉鎖や学年閉鎖があるので、教育課程としては無理のないような設定ができる学年が多くあります。そのようなことを含めていくと、対応できるかなというところです。ただ、安易に考えることもできないので、しっかりとやっていくこととなります。一昨年度から昨年度への年度がわりの際の例では、小学校6年生でも終わらない部分があるのではないかとということで、中学校に残った分をちゃんと引き継いで、教科書などの教材も引き継いでやっていこうというところまで連絡、調整をした経緯があります。

浅野委員

給食をつくっている職員が感染して、濃厚接触者になるから、その学校の給食が止まるので、夕方の5時過ぎに学校からのメールで明日の給食

はないと言われて、保護者は弁当をつくるが、おにぎりだけでよいと私は思うが、そのメールが漏れた人やお弁当を持ってこなかった子供はいたか。

関根学校教育
部次長

そうした場合に実際にメールが急になってしまうこともありますが、コロナ禍で急に状況が変わることはありますので、大変恐縮ですが、ご家庭の協力をいただきたいと思います。できるだけ早めに連絡をしなければいけないことは、学校でも気をつけているところです。お弁当がなかった家庭があったかどうかは把握していません。そのような場合に、学校としては食事が無いようなことは避けるようにしているので、何らかの形の対応はとれるようには常にしています。

天野委員

一つの学校で、仮に教員が不足して、学級閉鎖や臨時休業になると思うがスケジュール的にここまでは終わらせなければいけないという土壇場で学級閉鎖や学校の臨時休業が長期にわたる予測があるときに、よその学校からヘルプが来る、国、県からヘルプが来るような危機管理の対応はマニュアルみたいなことでやっているのか。

関根学校教育
部次長

他の学校からの教員の補助は実際には、正直、難しいところがあります。学級単位で言うと、人数が限られているので、全ての対応をすることは難しいところではありますが、教育センターに教育センター講師がいますの

で、その講師が受け持つことができるところもあります。また、もし、そのような状況になった場合には、ICTの環境もあるのでオンラインで学習課題を提示、回収して進めることはできるので、非常にありがたいと思っています。中学校では教科によって別の学校から支援に入って授業をすることもあります。

矢作委員長

この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

天野副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

矢作委員

コロナの状況によって、授業時数が足りなくなるときに、去年は夏休みの調整など、いろいろあったが、春休みの日程変更なども可能か。

関根学校教育
部次長

本当に足りなくなった場合には、そのようなこともなくはないかもしれませんが、年度をまたぐわけにはいかないなので、3月中になるかと思います。内容が履修できているかどうかが大事です。時数が足りなくなったからといって、終わらなかったことになるわけではなく、内容がしっかりと履修されていることが大事です。履修が難しくなるようであれば、長期休業期間等も候補に含めて計画を再編し、しっかりとやっていかなければならないことは確かなこととございます。

矢作委員 オンラインも始まったばかりなので、カバーできる状況ではない。小学
1年生は操作の仕方を含めて、オンライン授業で替えることはできないと
思うが、今の状況は。

関根学校教育
部次長 具体的な操作を通して学ぶ段階もあるので、そのようなところは大事に
していかなければいけません。学習過程の中で何がまだ終わっていない
か、取り出して、できるときにしっかりとやって、オンラインでもできる
学習はどこか精査する必要があると思っています。

矢作委員 令和2年度に長期の休業があつて、教育課程は修了したそうだが、密度
の濃い形で進んだのか。展開が速く進んだのか。

関根学校教育
部次長 当然、懸念されていたので学習の展開に当たってはしっかりと身につく
ような授業を進めながら終わるように通知して、各学校でも配慮していた
ものと把握しています。

天野副委員長 それでは委員長と交代します。

矢作委員長 他に全般にわたって質疑はあるか。

植竹委員 子供の権利条約においては、生きる権利も含まれているが、生きる権利
は普通に住むところがあつて、普通にものを食べて、普通に医者に行ける

ことだと思うが、所沢市内の小中学校に通う子供に対して、これが普通
できない児童生徒がどれぐらいいるのか。生活が困窮になって給食が主食
になっている児童生徒はどれぐらいいるのか。

関根学校教育
部次長 実数は難しいのですが、要保護児童対策地域協議会との連携を常にとっ
ています。虐待に係る案件についても子供相談センターや児童相談所と連
携して把握、対応しているので、そうした案件を把握できる関係はありま
す。

植竹議員 実例を把握しているか。

関根学校教育
部次長 実際にこちらで把握したものを要保護児童対策地域協議会や子供相談
センター、児童相談所に連絡をとることもあります。

植竹委員 子供の権利条約の原則は差別がないこともあると思うが、市内の小中学
校で差別がないことについては、男性、女性の意識の差別、国籍に対する
差別、いろいろそこは重要なことだと思うが、男性だが女性の意識でいる
生徒に対する配慮など、どのようなことを各学校において参考事例として
は行われているのか。

関根学校教育 制服についても、女生徒のスラックスが認められている学校も増えてい

部次長	ることも一つにあります。
植竹委員	教育基本法とは別に教育に関する法律は学校教育法があり、いじめ防止対策推進法など学校の教育に関する法律があるが、教育に対する法律であって、子供の権利を守る法律なのか。
関根 学校教育 部次長	学校教育あるいは教育に関する基本的な法律ではありますが、そもそも の法律の基となる日本国憲法でも、平等や自由を達成する、そこを目指す ための法律なので貫かれているものです。
植竹委員	憲法では子供の権利は定められているが、実際に法律としてこの教育法 にも子供の権利は守られている条文として、法律として学校教育法として はあるという認識でよいか。
関根 学校教育 部次長	いじめ防止対策推進法はいじめの禁止になります。学校教育法第11条 に体罰の禁止が条文に入っています。
植竹委員	子供の権利を保障している法律は、いじめに対してはいじめ防止対策推 進法、教育に対しては学校教育法で定められていて、そのように子供の権 利は法律で定められている認識でよいか。

関根学校教育 部次長	教育基本法や学校教育法に示されたものをしっかりとやっていくことが、子供の権利を守ることに繋がると思っています。
矢作委員長	この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。
天野副委員長	それでは、委員長の職務を行います。
矢作委員	臨時の職員の先生が多い、病休が多いので非常に心配している声があった。職員の配置の基準は県の所管だと思うが、異動のきまりはあるのか。
関根学校教育 部次長	教員の配置数は県の基準があります。異動については異動方針があるので、のっとなって進めています。
矢作委員	異動方針は何年ぐらいいは一校にとどまるような基準があるのか。
関根学校教育 部次長	基本的に3年から10年が一つの目安です。
矢作委員	大体、何年ぐらいいの異動が多いか。
関根学校教育	感覚的なものになりますが、大体5年から7年ぐらいいだと思います。

部次長

矢作委員

臨時的任用職員の先生がいる場合には、1年で異動することがあるが、埼玉県は正職員と臨時的任用職員の関係は正職員が足りないから、臨時的任用職員がいると思う。職員の配置の基準はあるか。

関根学校教育

部次長

教員の配置数の元になっているものは児童生徒数です。例えば、40人学級だったとすると、1学級で、1人の先生が必要になります。41人だった場合には、2クラスになるので、教員が2人必要になります。その境目、例えば、2月までは41人の予定で2クラス、2人の正規の教員を用意していたとします。ところが、転出異動があるので、3月の終わりの段階で39人になると、2人としていた教員が1人任用がなくなってしまいます。逆に39人から41人になることもあるので、そうしたときにすぐに教室に入っていただけるような臨時的任用の方にいていただくことはとても大事になります。そうしたところで制度上、臨時的任用の先生に教室に入ってもらうことができるようなことも含めて整備しているものです。

矢作委員

東京都と埼玉県は基準が違うようだが、違うのか。

関根学校教育

東京は校長が臨時的任用教員を採用できるようです。埼玉県はそう

部次長

なことはないので、任用するにしても時間を要することがあります。

矢作委員

校則やきまりが細かく決められている中で、やってはいけない、否定されることが自己肯定感につながらない。もう少し教育の中での自由度があってもよいと感じるが、学校が楽しい場になっているかどうかについて、子供たちの思いをくみ取るような取組はあるか。

関根学校教育

部次長

各学校で学校生活アンケートを定期的にとっています。その中で、学校は楽しいですかというような学校生活の充実度を自己評価するような項目は必ず設定されているので、定期的を確認しています。実際に楽しいかどうかについては、各学校は子供が楽しく通ってもらうものが学校だと思っていますので、今できることは何かということは常に考えながら進めています。コロナ禍で制限は多いのですが、その中でも何ができるか常に考えています。

矢作委員

学校生活アンケートの楽しく通えている子供たちの割合は。

関根学校教育

部次長

校長とのヒアリングの場があり、児童生徒の学校評価の結果を聞くこともあります。ある中学校では、生徒が学校生活が楽しいと回答した割合が90%以上だったことも聞いています。学校の工夫が子供たちに伝わっていて、成果を上げられているものと捉えています。

天野副委員長

それでは委員長と交代します。

浅野委員

議会から通学路の請願が出た、七曲りの松井小学校に関する事で。松井小学校から、市の建設部に要望がきていないと言われて、松井小学校から道路の安全について要望がきたら建設部としても協議したいと聞いたが、今どうなっているのか。松井小学校と請願について、松井小学校任せになっているのか。松井小学校はP T Aから上がってこないからと校長に聞きに行った人がいる。

粕谷委員

全般とは、教育委員会全般について質疑してよいのか。子供の権利についてではないのか。

矢作委員長

通学路の安全性の権利という意味か。

浅野委員

そうだ。

矢作委員長

その点で、答弁を求める。

関根 学校教育
部次長

学校の通学路の安全は非常に大事です。安全状況の確認は、学校も確認しているが、通学する各ご家庭もよく分かっているから、学校は

家庭と一緒に調査するような場を持つなかで、把握していく。あるいは、PTA組織にある通学路の安全を把握する組織からの意見を踏まえて通学路の改善を検討する場を持つなどします。それらを集約して学校の意見として教育委員会に要望するルートがあります。その中でのことかと、教育委員会としては思っています。

【質疑終結】

散 会（午後2時26分）